

○相模原市道路占用料徴収条例

昭和 4 4 年 3 月 2 9 日

条例第 1 5 号

改正 昭和 5 1 年 3 月 2 7 日条例第 1 3 号

昭和 5 7 年 3 月 2 7 日条例第 1 3 号

昭和 6 2 年 3 月 2 7 日条例第 1 3 号

平成元年 3 月 2 9 日条例第 1 3 号

平成 8 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 5 号

平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日条例第 1 4 6 号

平成 1 8 年 1 2 月 2 5 日条例第 1 1 9 号

平成 1 9 年 1 月 4 日条例第 1 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日条例第 7 4 号

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日条例第 3 7 号

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 9 0 号

平成 2 5 年 8 月 3 0 日条例第 3 4 号

平成 2 5 年 1 0 月 1 日条例第 4 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日条例第 9 4 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日条例第 6 4 号

令和 2 年 1 0 月 2 8 日条例第 5 9 号

令和 3 年 1 2 月 2 0 日条例第 4 5 号

令和 4 年 1 2 月 2 6 日条例第 3 7 号

令和 6 年 1 2 月 2 0 日条例第 6 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。)第 3 9 条第 2 項、第 3 9 条の 2 第 5 項及び第 7 3 条第 2 項の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法、占用料の額の最低額並びに延滞金の徴収について定めるものとする。

(一部改正〔平成 2 5 年条例 4 2 号・3 0 年 6 4 号・令和 4 年 3 7 号〕)

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした道路の占有(以下「占有」という。)の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。ただし、占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)の合計額とする。

(一部改正〔平成8年条例35号・30年64号・令和4年37号〕)

(占有期間等の計算)

第3条 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間は、占有開始の日の属する月から占有終了の日の属する月までとして計算する。

2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

(一部改正〔平成元年条例13号・22年37号・25年42号・30年64号〕)

(占用料の徴収)

第4条 占用料は、占有の許可の日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌

年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

2 既納の占用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他法第32条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者(以下「占有者」という。)の責めによらない理由により占有できなくなつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔平成8年条例35号・25年42号・27年94号・30年64号〕)

(占用料の減免)

第5条 市長は、占用料に係る占用物件が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

(2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの

(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(5) 街灯又は公共の用に供する通路

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(一部改正〔昭和62年条例13号・平成19年1号・22年37号・25年34号・42号・30年64号〕)

(占用料の額の最低額)

第6条 法第39条の2第5項の条例で定める額については、第2条本文及び前条の規定を準用する。この場合において、第2条本文中「法第32条第1項又は第

3 項の規定により許可をした道路の占用(以下「占用」という。)の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間」とあるのは「法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、前条中「と認めたときは、占用料を減額し、又は免除する」とあるのは「場合は、次条において準用する第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

(追加〔令和4年条例37号〕)

(督促)

第7条 法第73条第1項の規定による督促は、納期限後20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状を発してするものとする。

(全部改正〔平成25年条例42号〕、一部改正〔平成30年条例64号・令和4年37号〕)

(延滞金の徴収)

第8条 市長は、法第73条第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該占用料の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額の計算に用いる年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 市長は、占用者が占用料を納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成25年条例42号〕、一部改正〔平成30年条例64号・令和4年37号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成25年条例42号・30年64号・令和4年37号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成17年条例146号〕)

(相模原市道路占用料徴収条例の廃止)

2 相模原市道路占用料徴収条例(昭和28年相模原市条例第40号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(一部改正〔平成17年条例146号〕)

(経過措置)

3 この条例施行の日の前日までに、旧条例の規定により許可した占用について、徴収し、または徴収すべきであつた占用料の額および徴収方法については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成17年条例146号・25年42号〕)

4 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する各年の延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセ

ントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(追加〔平成25年条例42号〕、一部改正〔令和2年条例59号・4年37号〕)

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 5 津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)から平成20年3月31日までに限り、編入前の津久井町及び相模湖町の区域内に係る占用料についての第2条の規定の適用については、同条中「別表」とあるのは編入日から平成18年3月31日までの間にあつては編入前の津久井町の区域内については「附則別表第1」、編入前の相模湖町の区域内については「附則別表第2」と、同年4月1日から平成19年3月31日までの間にあつては「附則別表第3」と、同年4月1日から平成20年3月31日までの間にあつては「附則別表第4」とする。この場合において、附則別表第3及び附則別表第4の用語の定義は、別表備考に規定する当該用語の定義によるものとする。

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

- 6 編入日前に旧津久井町道路占用料徴収条例(平成4年津久井町条例第10号)又は旧相模湖町道路占用料徴収条例(昭和46年相模湖町条例第13号)(以下「旧町条例」という。)の規定により道路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧町条例の規定による道路の占用の許可の期間に限り、なお旧町条例の規定の例による。

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成18年条例119号・25年42号〕)

- 7 前項に規定するもののほか、編入日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 8 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)から平成21年3月31日までに限り、編入前の城山町及び藤野町の区域内に係る占用料についての第2条の規定の適用については、同条中「別表」とあるのは2町の編入の

日から平成19年3月31日までの間にあつては編入前の城山町の区域内については「附則別表第5」、編入前の藤野町の区域内については「附則別表第6」と、同年4月1日から平成20年3月31日までの間にあつては「附則別表第7」と、同年4月1日から平成21年3月31日までの間にあつては「附則別表第8」とする。この場合において、附則別表第7及び附則別表第8の用語の定義は、別表備考に規定する当該用語の定義によるものとする。

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

- 9 2町の編入の日前に旧城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)又は旧藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例第13号)(以下「旧2町条例」という。)の規定により道路の占用の許可を受けているものに係る占用料の額及び減免については、旧2町条例の規定による道路の占用の許可の期間に限り、なお旧2町条例の規定の例による。

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

- 10 前項に規定するもののほか、2町の編入の日前に旧2町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

附則別表第1(附則第5項関係) 省略

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成18年条例119号・25年34号・42号〕)

附則別表第2(附則第5項関係) 省略

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

附則別表第3(附則第5項関係) 省略

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成18年条例119号・19年1号・25年42号〕)

附則別表第4(附則第5項関係) 省略

(追加〔平成17年条例146号〕、一部改正〔平成18年条例119号・19年1号・25年42号〕)

附則別表第5(附則第8項関係) 省略

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成25年条例42号〕)

附則別表第6(附則第8項関係) 省略

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成19年条例1号・25年42号〕)

附則別表第7(附則第8項関係) 省略

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成19年条例1号・25年42号〕)

附則別表第8(附則第8項関係) 省略

(追加〔平成18年条例119号〕、一部改正〔平成19年条例1号・25年42号〕)

附 則(昭和51年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第13号)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした改正前の相模原市道路占用料徴収条例の規定による占用料の減免は、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定に基づいてしたものとし、みなす。

附 則(平成元年3月29日条例第13号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月19日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で

定める。

附 則(平成17年12月21日条例第146号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第119号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、附則第5項、附則別表第1、附則別表第3及び附則別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月4日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第74号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表及び同表備考5の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月24日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているもの(城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の編入の日前に旧城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)、旧津久井町道路占用料徴収条例(平成4年津久井町条例第10号)、旧相模湖町道路占用料徴収条例(昭和46年相模湖町条例第13号)又は旧藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例第13号)の規定により占用の許可を受けているものを除く。)の平成23年度以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成24年12月21日条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているもの(城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の編入の日前に旧城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)、旧津久井町道路占用料徴収条例(平成4年津久井町条例第10号)、旧相模湖町道路占用料徴収条例(昭和46年相模湖町条例第13号)又は旧藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例第13号)の規定により占用の許可を受けているものを除く。)の平成25年度以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成25年8月30日条例第34号)

この条例は、平成25年9月2日から施行する。

附 則(平成25年10月1日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第1項及び附則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。

附 則(平成27年12月24日条例第94号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているもの(城山町及び藤野町の編入の日前に旧城山町道路占用料徴収条例(昭和51年城山町条例第12号)又は旧藤野町道路占用料徴収条例(昭和51年藤野町条例第13号)の規定により占用の許可を受けている

ものを除く。)の平成28年度以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成30年12月21日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているものの施行日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

- 3 施行日前から引き続き占用している物件(その物件に係る施行日の前日の属する年度の占用料の額が相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成27年相模原市条例第94号)附則第3項の規定により規則で定める経過措置に関する規定により当該年度の前年度の徴収すべき占用料の額に1.2を乗じて得た額である物件を除く。以下「既占用物件」という。)に係る施行日以後の各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、既占用物件ごとに改正後の第2条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の第2条及び別表の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

附 則(令和2年10月28日条例第59号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和3年12月20日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に占用の許可を受け、同日において現に占用を継続しているものの同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。

附 則(令和4年12月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年12月20日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

(全部改正〔平成22年条例37号〕、一部改正〔平成24年条例90号・25年42号・27年94号・30年64号・令和3年45号・令和6年63号〕)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1 月	円 160
	第2種電柱		250
	第3種電柱		330
	第1種電話柱		140
	第2種電話柱		230
	第3種電話柱		320
	その他の柱類		14
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メー トルにつき1月	1

	地下に設ける電線その他の線類		1
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 月	1 4 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	8 6
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 月	2 9 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1 2 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	5 7 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 9 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 月	6
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		9
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		1 3
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		1 7
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		2 6
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		3 4
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 5 メートル未満のもの		6 0

	7メートル未満のもの				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			86	
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの			170	
	外径が2メートル以上のもの			340	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号の	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1月	1
		に規定する	その他のもの		3
	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1月	230
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1月	140
	地下に設けるもの			86	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月		290
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1月	290	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	方メートルにつき1月	$A \times 0.004 \times 1 / 12$	

設		階数が 2 のもの		$A \times 0.006 \times 1 / 12$
		階数が 3 以上のもの		$A \times 0.007 \times 1 / 12$
	上空に設ける通路			280
	地下に設ける通路			170
	その他のもの			290
法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	57
	その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	570
政令第 7 条第 1 号 に掲げる物件	看板(アーチで あるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日	57
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	570
	標識		1 本につき 1 月	230
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	57
		その他のもの	1 本につき 1 月	570
	幕(政令第 7 条	祭礼、縁日その	その面積 1 平	57

	第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	方メートルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	570
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,700
		その他のもの		2,800
政令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1月	290
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				570
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				290
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			$A \times 0.009 \times 1 / 12$
	上空に設けるもの			$A \times 0.017 \times 1 / 12$
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		$A \times 0.004 \times 1 / 12$
		階数が2のもの	$A \times 0.006 \times 1 / 12$	
		階数が3以上のもの	$A \times 0.007 \times 1 / 12$	
	その他のもの		$A \times 0.025 \times 1 / 12$	
政令第7条第9号	建築物			$A \times 0.012 \times$

に掲げる施設		1 / 1 2
	その他のもの	A × 0 . 0 0 9 × 1 / 1 2
政令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A × 0 . 0 2 2 × 1 / 1 2
	その他のもの	A × 0 . 0 0 9 × 1 / 1 2
政令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A × 0 . 0 1 2 × 1 / 1 2
	上空に設けるもの	A × 0 . 0 2 2 × 1 / 1 2
	その他のもの	A × 0 . 0 3 1 × 1 / 1 2
政令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具		A × 0 . 0 2 5 × 1 / 1 2
政令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A × 0 . 0 1 2 × 1 / 1 2
	上空に設けるもの	A × 0 . 0 2 2 × 1 / 1 2
	その他のもの	A × 0 . 0 3 1 × 1 / 1 2

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を

支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aとは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。